

高 第 1011 号の 28
令和 2 年 12 月 28 日

各介護サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルスに感染した利用者に対するサービスの継続等
について（協力依頼）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に伴い、在宅で通所系、訪問系の介護サービスを利用している独居等の高齢者の方が感染した場合であっても、在宅で待機していただくケースが生じています。

現在、このようなケースが生じた際には、保健所や居宅介護支援事業所等とも相談いただきながら、各介護サービス事業所等で、引き続き、利用者の状況等に応じた介護サービスの継続等の対応に努めていただいているところですが、改めて、可能な限りの対応をいただきますよう要請いたしますので、御配慮の程、よろしく願いいたします。

なお、この際、必要となる支援の内容等に応じて、例えば、別添のとおり支援を行うことが可能です。あらかじめ御確認の上、必要に応じて活用を御検討いただきますようお願いいたします。

別添

必要となる支援の内容 (例)	対応事業所に対する県等の支援
<p>① 通所サービス利用者が感染して在宅待機となった場合に、<u>当該通所サービス事業所の職員が安否確認等を行う場合</u></p>	<p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者に対して電話による安否確認、訪問によるできる限りのサービス提供(配食等)を実施した場合の介護報酬算定の特例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分(2時間以上3時間未満)で算定可 ※1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定可(ケアプランに位置付けられた提供時間相当報酬が上限)</p> </div> <p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者宅を訪問して、できる限りのサービス提供した場合のかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>(例：通所介護通常規模型の場合) 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：537千円/事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>
<p>② 在宅待機となった利用者に対して訪問サービス(代替サービスを含む。)を継続する場合に、<u>衛生資材が不足する場合</u></p>	<p>○ 感染して在宅待機となった利用者に対して介護サービスを提供する際の、<u>必要な衛生資材(例：手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)の提供。</u></p> <p>※連絡先：下記連絡先記載の電話又は e-mail</p>
<p>③ 他の訪問サービス事業所等による<u>代替サービスを依頼する場合</u></p>	<p>○ 居宅介護支援事業所等による代替サービス確保を支援するため、<u>「兵庫県協ルスキーム」による代替サービス協力事業所リストの提供。</u></p> <p>URL: http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html</p> <p>○ 利用者に感染者が発生した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所等に対するかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>(例：訪問介護の場合) 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：320千円/事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>

※詳細や個別の事案等については、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】 高齢政策課介護基盤整備班
 電話(代表)：078-341-7711 内線 3107、2944、2945
 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp